松江市告示第 405 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、 次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届け出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。 令和2年6月17日

松江市長 松 浦 正 敬

事業者		 廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	焼皿りる事素	名称	所在地	光 五 十 万 口
株式会社 ハピネライフ一光	三重県津市西丸之内36番25 号	居宅介護支援	ハピネ在宅介護支援セ ンター松江	松江市学園二丁 目33番27号	令和2年5月31日